

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	岡山県総社市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	協議会の設置、市民後見人、関係制度との連携		

## 他制度と連携による総合的な権利擁護支援

### I. 概要

#### 1. 自治体概要

人 口	69,123人
面 積	211.90km <sup>2</sup>
高齢化率	27.99%
地域包括支援センター	6か所
日常生活自立支援事業利用者数	13人
障害者相談支援事業所	5か所
療育手帳所持者数	499人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	343人

(2018年度末時点、利用者数は2018年度実績)



#### 2. 成年後見制度の関連状況

##### ①成年後見制度利用者数

利用者数(合計)	後見	保佐	補助	任意後見
126人	71人	42人	12人	1人

(2018年12月末時点)

##### ②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	12件	1件	4件	0件
内 訳	高齢者	0件	1件	3件
	障害者	0件	0件	1件

##### ③市民後見人養成状況等

養成者数(累計)	後見受任者数	法人後見支援員(実働数)	日常生活自立支援事業生活支援員(実働数)
22人	5人	7人	5人

(2018年度末時点)

#### 3. 事例のポイント

##### ▶全国屈指の福祉文化都市における権利擁護の取組

総社市では、市長が掲げていた「全国屈指の福祉文化都市」の実現に向けて、福祉に強い町づくりを目指した取り組みを進める中で、権利擁護も一つの柱として位置付けられている。

##### ▶行政とセンターによる協働体制

権利擁護センターコンセプトにおいて市の責任について謳い、その責任を全うすべく、センターの運営委員会や支援検討委員会に関係部門の責任者・担当者が多く参画している。

##### ▶ひろがる市民後見人の活躍の場面

市民後見人は、養成講座修了後、法人後見支援員や社協等との複数後見において活動。

後見業務以外に、市民向けの講座において講師として参加したり、広報のための寸劇を演じるなど、幅広く活動。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	窓口周知 広報・相談
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
連携	任意後見制度 モニタリング・バックアップ
連携	個人情報の 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	連携 専門職団体との

## II. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2012年 (H24) 9月～	総社市の権利擁護のしくみづくりに関する検討委員会を開催。 <b>Point 1</b>
2012年 (H24)	障がい者千人雇用センター開設。
2013年 (H25)	権利擁護センター“しえん”開設。 市民後見人の養成を開始。
2014年 (H26)	市民後見人の登録開始。
2017年 (H29)	権利擁護センターの組織を業務に応じた委員会形式から課題解決型のワーキンググループ (WG) に変更。 <b>Point 2</b> そうじゃ権利擁護ねっと設立。
2018年 (H30)	権利擁護センターWGにて、総社市における成年後見制度をとりまく環境の評価・改善、及び中核機関（権利擁護センター）の体制整備について検討。
2019年 (H31) 4月	総社市権利擁護センター内に中核機関を設置。



### POINT

#### Point 1

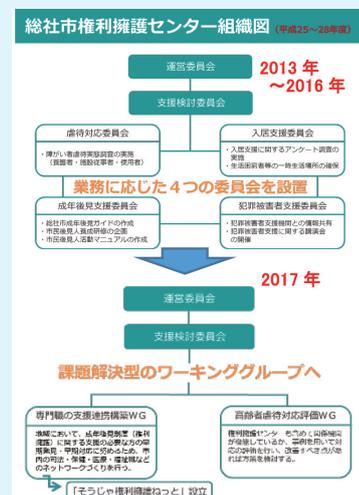
検討委員会は、地域自立支援協議会の部会から発足。半年間で8回の協議と3か所の視察を行い、成年後見制度や虐待等に対する権利擁護システム及び体制の在り方について検討。以下のコンセプトを策定しました。

#### 総社市権利擁護センターコンセプト

- ①公的責任による権利擁護**
  - 総社市として財政及び運営に一定の責任を負う。
- ②総合的・ワンストップ**
  - 人的対象別・法制度別ではなく、法制度横断的に対応し、多問題重複ケースにも対応できる。
- ③市民生活の支援**
  - 成年後見制度に特化するのではなく、「市民サービスとしての幅広い権利擁護」を担う組織とする。

#### Point 2

権利擁護センターの組織としては、運営委員会と支援検討委員会の下に①虐待対応、②入居支援、③成年後見、④犯罪被害者の委員会を設置しましたが、2017年からはこの4つの柱を事業として運営し、別途年度ごとに課題解決型のワーキンググループを設置しました。2018年からは中核機関を見据えたWGを設置し、2019年の開設に結びつけました。



## Ⅲ. 総社市における体制の特徴について

### 1. 中核機関の体制

センターの機能としては、大きい柱として、運営委員会と、困難事例や多問題重複事例等を検討する支援検討委員会の2本を立てて事業を進めていました。

#### 運営委員会と支援検討委員会

##### 運営委員会

委員長：学識経験者  
開催頻度：年3回程度

- ・センター運営のための事業計画の審議や事業の進捗状況の管理
- ・関連する規定の改廃等を審議する。等

##### 支援検討委員会

委員長：総社市社協  
開催頻度：毎月開催

- ・困難事例の検討、事例研究例) 虐待事例、多問題重複事例、市長申立て、後見受任者調整、総社市社協の法人後見受任の可否 等

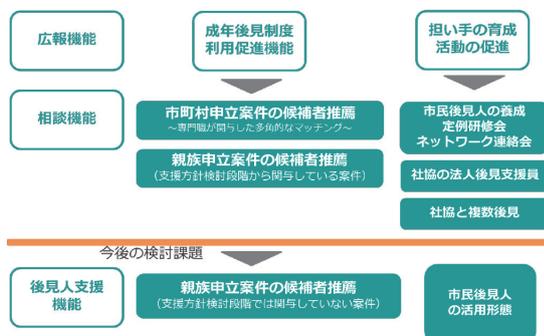
(運営委員・支援検討委員)

学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、医師、○民生委員児童委員協議会、○地域包括ケア会議、○地域自立支援協議会、総社市(保健福祉部長、関係5課)、総社市社協、総社市権利擁護センター

(※○は運営委員のみ)

センター業務を社協に委託しているという状況ですが、前述のセンター設置のコンセプトの①に基づいて、運営委員会の中に市の保健福祉部長、部内の関係5課の課長全員が参加しており、市とセンターが協働して中核機関の運営を進めています。

#### 総社市権利擁護センター（中核機関）



#### ■中核機関の機能について

中核機関の機能については、広報、相談、成年後見制度利用促進、担い手の育成・活動の支援が進んでいます。後見人支援機能（マッチング）については、現在進行中ですが、今後整備に向けて調整を要するところです。

#### ■市とセンターとの役割分担について

支援検討委員会のテーマが高齢、障害、子どもと市の多数の部門にまたがっていることや、最終的な決定は市において下す要素が多いことなど、複雑なため、総論としては、総社市の権利擁護のあり方全体を運営委員会で議論し、行政施策として反映されるかどうかについては、議論した内容を提言して判断がその次にくるという関わり方になります。いずれにしても、市とセンターによる委員会という同じ場面での議論に基づいた判断につながっています。

#### ■人件費の費用負担について

権利擁護センターの職員は予算ベースでは正規職員1名、臨時職員1名となりますが、同じ場所に権利擁護と生活困窮とひきこもり支援と三つ、センターがあります。さらに担当課の中に基幹相談支援センターや障害者の千人雇用センターもあるというように、他部門の業務が行われています。そのため兼任が多く、また利用者にとっての利便性や有益性を考えて部門を跨って行動することが多いため、人件費は総合的な予算管理としています。

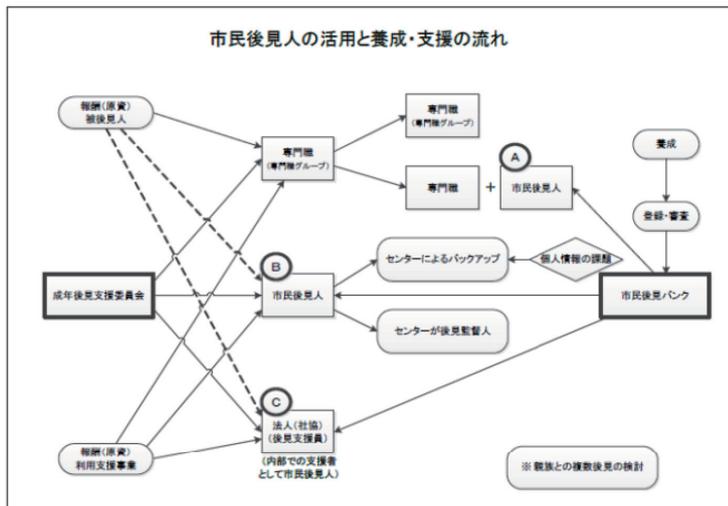
## 2. 市民後見人の取組

市民後見人の募集は、啓発のセミナー等の参加者に対して養成講座の説明と募集の声掛けをしています。受講講座は県の講座が7日間、単市の講座が4日間プラス実習体験で構成されており、対象者はこの全てを受講可能な方としています。さらに、応募者は運営委員のメンバー3人がまず面接を行って選考しています。市民後見人として手を挙げていただいたとしても、面接して、審査を会通して、養成の対象となる方は、ごく少数に絞り込ませてもらっています。

今後の養成については、市民後見人の間口を広くする考え方もありますが、市民後見人として登

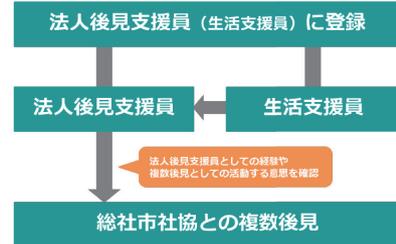
録した人のほぼすべての人に何らかの活動があるからこそ、問題意識をもって活動ができると思います。そのため、後見業務以外に啓発活動への参加や、定例研修の内容を自ら企画するなど、スキルアップの機会も幅広く提供しています。

市民後見人の活動実態としては、現状では法人後見支援員と社協との複数後見がそれぞれ5名となっており、市民後見人単独での受任はいまのところありませんが、検討委員会報告書にある通り、最終的な形は市民後見人個人の受任に行きつくと考えています。



出典：総社市の権利擁護のしくみづくりに関する検討委員会報告書より

### 市民後見人の活動の流れ（バンク登録後）



### 市民後見人の活動実態

法人後見支援員	5名
総社市社協との複数後見	5名
生活支援員	10名
総社市社協法人後見受任数	14件
日援事業利用契約件数	13件

### 担当者より

やるか、やらないかで悩んでいる所は、そういう意識がある方々でしょうから、まさにこういう動きが出ているというのは、また流れが向いてきているということだと思っので、地域のいろんな方とつながって、作り上げていただければよいのではないのでしょうか。



### ■参考URL 連絡先

総社市保健福祉部福祉課  
TEL：0866-92-8264  
URL：https://www.city.soja.okayama.jp/

総社市権利擁護センター「しえん」  
TEL：0866-92-8374  
URL：http://www.sojasyakyo.or.jp/since2018/06right/right.html